

前漢文帝期における察挙の形成と劉邦集団

福 永 善 隆

はじめに

周知のように、秦の始皇帝以来二〇〇〇年もの長きに及ぶ皇帝支配体制を支えたのは高度に発達した官僚機構であった。その官僚機構に人材を供給する官吏登用制度は選抜される人材に一定の枠組みを設定し、その構造に影響を与えるものといえる。

前漢における官吏登用制度は、公卿・郡国守相等の高級官僚層に有能な人材を選定・推挙させ、その人材を登用する形がとられ、察挙と総称されているが、それは皇帝が臨時に詔を発して人材を推挙させる賢良・方正をはじめとする制科及び定期的に実施される孝廉等の常科に大きく二分される。前漢第五代皇帝文帝によって制科がはじめて実施され、その後、第七代皇帝武帝の治世には常科が整備され、以降、察挙は主要な官吏登用ルートとなっていたのである。

この察挙について、全面的・総合的な研究を行ったのが福井重雅氏であるが、氏はそれが「一見して郷党の秩序を尊重し、郡国の推薦を第一とする地方重視の姿勢をとりながら、実質的にはその背後には、中央集権を強化しようとする支配者側の一方的な意図」が濃厚に見られるとしたり、⁽¹⁾「文帝・武帝という独裁君主の登場と軌を一にして形成され

た制度」であると指摘される点から端的に窺われるように⁽²⁾、先学諸氏はその開始が、「皇帝支配による中央集権体制の確立と表裏一体」の関係にあるものとして捉えている⁽³⁾。このような見解は察挙の開始を前漢一代、少なくとも武帝期に至る一貫した皇帝権力の強化を前提として提示されたものであるが、他方、阿部幸信氏が前漢一代における「統治階級」の変化を追究されるなかで、それが「それぞれの時期の特徴に則した形で」現れたものであり、「そこには君権強化を目指すような一貫した動き」は見られないとする指摘もある⁽⁴⁾。この指摘をあわせ考えると、察挙の開始と「中央集権体制の確立を表裏一体の関係」にあるものと捉えるのには検討の余地があるように思われる。

確かに、察挙が確立し、本格的に運用されるようになったのは、一般的に中央集権体制が確立されたとされる武帝期ではあるが、先述したように、その端緒は文帝期にみられる⁽⁵⁾。そして、当該期の政治史を考える上では、高祖劉邦につき従い前漢をうち立てた功臣たちにより構成される劉邦集団の勢力を無視することはできないのである。すなわち、李開元氏は彼らの盛衰を通して前漢前半期の政治史の展開を動態的に描き出されているが（氏は前漢成立後、その軍功に応じて政治権力等が再分配された点を重視し、「軍功受益階層」と称するが、本稿では劉邦集団で統一することとする）、氏は三公九卿・郡国守相等、中央・地方の高官の大半が彼らによって占められ、そのため、彼らは皇帝を掣肘するほどの大きな勢力を有していたとされているのである⁽⁶⁾。

さらに、先学諸氏によりすでに指摘されているように、文帝は諸呂の乱により劉氏の直系が断絶したのに伴い、諸侯王国の一つに過ぎない代王国から擁立されたため、その権力基盤は脆弱であった⁽⁷⁾。そのよう

な状況のなかで、佐藤達郎氏が指摘されるように、文帝は劉邦集団を構成する功臣たちに対して「謙讓」し、慎重に政権を運営しなければならなかったことをあわせ考えると⁽⁷⁾、当該期の施策は彼らの動向を視野に入れながら、複眼的に考える必要があるだろう。

このように考えてきたとき、次の楯身智志氏の見解は注目される⁽⁸⁾。氏は漢初の官僚機構が功臣たちの人的ネットワークに基づく人材供給によって保持され、そのネットワークが彼らの推薦保証に基づく人材登用によって官僚機構に取り込まれていたと指摘し、文帝期の制科もその一事例として位置づけられているのである⁽⁹⁾。とすれば、そこに劉邦集団側の意図が反映されていることも想定されてくるであろう。

本稿は上のような問題意識に基づき、文帝期の察舉に劉邦集団がどのように関わっていたか明らかにし、もって、当該期に制科が成立した背景について、劉邦集団の視点から検討するものである。

一 文帝期における劉邦集団

史乘、文帝期には二度制科が行われたとされている。すなわち、『史記』卷二〇孝文本紀文帝二（前一七八）年一月の條に、

十一月晦、日之を食す有り。十二月望、日又食す。上曰はく、……乃ち十一月晦、日之を食す有り、適天に見はる。菑孰れか焉より大ならん。……令至らば、其れ悉く朕の過失及び知見思の及ばざる所を思ひ、句ふらくは以て朕に告げよ。及び賢良方正にして能く直言極諫する者を擧げ、以て朕の速ばざるを匡せ。因りて各おの其の任職を飭へ、務めて繇費を省き以て民に使せよ。

とあり、また、『漢書』卷四文帝紀文帝一五（前一六五）年九月の條に、九月、諸侯王・公卿・郡守に詔して賢良にして能く直言極諫する者を擧げしむ。上親ら之を策し、傳納するに言を以てす。とあるように、文帝二年・一五年のことである。

ただし、福井重雅氏は文帝二年の制科について、「それにどのような人物が応対し、採用されたかなどという具体的な点については全く不明であるので、はたしてそれが実際に行なわれたかどうかということは、多少疑問の残る問題である」とした上で、『漢書補注』が上の文帝一五年の條に引く「此れ漢廷の策士の始めなり」とする周壽昌の注に賛同し、実際には、文帝一五年の制科が「漢代における官吏登用制度の開始であったといつてもよいかもしれない」とする⁽¹⁰⁾。この氏の見解に基づき、ここでは文帝一五年に制科が行われた前後の状況について、考察を進めていくこととする。

その際、この文帝一五年九月に行われた制科の詔（以下、「文帝一五年詔」と称する）の直前に置かれた記事が注目される。すなわち、同書同本紀文帝一五年の條に、その春のこととして、

十五年春、黃龍成紀に見はる。上乃ち詔を下し郊祀を議せしむ。公孫臣服色に明らかにして、新垣平五廟を設く。

とあるように、黃龍があらわれたことを契機として、服色改正が実行されているのである。

この服色改正については渭陽五帝廟等の祭祀改革・改曆と関連して、漢独自の制度とともに、諸侯王・劉邦集団に対する自身の権威を確立しようとする文帝の意図の現れとして、当該期の政局と関連して論じられている⁽¹¹⁾。例えば、目黒杏子氏は当該期の政権中枢における根強い現

状肯定派の反対を指摘し、その中心として前漢創業の功臣、すなわち劉邦集團を想定されている⁽¹⁵⁾。

実際に、『史記』卷二六 曆書に、その経緯について、より詳細に記した記事として、

孝文の時に至り、魯人公孫臣終始五徳を以て上書して言はく、漢土徳を得たり。宜しく元を更め、正朔を改め、服色を易ふべし。當に瑞有るべし。瑞は黄龍見はれん、と。事丞相張蒼に下さる。張蒼も亦律曆を學べば、以て是に非ずと為し、之を罷む。其の後黄龍成紀に見はる。張蒼自ら黜き、論著せんと欲する所成らず。

とあり、反対派の中心となつたのは丞相張蒼であつたが、彼は北平侯として高祖功臣位次を与えられていることからわかるように、劉邦集團の一員であつた⁽¹⁶⁾。

ここで、角谷常子氏が指摘されるように、この服色改正が黄龍という符瑞により反対派を封じ込めて行われたものであつたことをあわせ考え⁽¹⁷⁾、その翌年に行われた制科は、「はじめに」で述べたように、「皇帝支配による中央集権体制の確立」の成果として、自然につながるように思われるかもしれないが、当該期の政局及び劉邦集團の勢力の推移を詳細に追究していくと、事態はそれほど単純ではないように思われる。

この点については、別稿において服色改正の展開と合わせて論じる予定であり、それと論点が重なる点も多いが⁽¹⁸⁾、行論の都合上、以下、必要な限りにおいて簡略に述べておきたい。

まず、『史記』卷二八 封禪書に、服色改正の顛末として、
人上書して新垣平の言ふ所の氣神の事皆詐なりと告ぐる有り。平を吏に下して治し、新垣平を誅夷す。是よりの後、文帝正朔服色

を改め神明の事を怠る。而して涓陽・長門の五帝は祠官をして領し、時を以て禮を致さしめ、往かず。

とあるように、公孫臣とともに服色改正を推進していた新垣平が「言ふ所の氣神の事皆詐なり」とする上書によつて失脚すると、文帝は服色改正を断念している。この上書については反対派の関与を想定する見解もある⁽¹⁹⁾。

新垣平失脚の事情については史料上の記載がないため、その見解の妥当性について十分に論証することはできない。ただし、薄井俊二氏は一連の祭祀改革との関連性が指摘される出遊が新垣平の失脚後も繰り返し行われていることに着目し、「文帝は祭祀改革運動への情熱を失つた」わけではなく、「既に前進できなかったレベルは確保し、出遊と親祭を繰り返すことで、その成果を確認し続けていこうとした」とされている⁽²⁰⁾。そのような文帝の意図にもかかわらず、彼が一見すると、「正朔服色を改め神明の事」を放棄したように見せかけなければならなかつたこと、また、新垣平の失脚は黄龍の出現からわずか三年も経ない文帝後元年(前一六三)年であつたことをあわせ考えると、服色改正は反対派の勢力を完全に払拭した上で実行に移されたものではなかつたといえるであろう。

実際に、当時の劉邦集團の状況をみると、『漢書』卷一九下 百官公卿表第七下によると、文帝一五年まで御史大夫を務めた馮敬に代わつて、一六(前一六四)年には申屠嘉がその後任として御史大夫に就任しているが、『史記』卷九六 申屠嘉列伝に、文帝が即位した直後のこととして、
孝文帝元(前一七九)年、故の吏士の二千石の高皇帝に従ふ者を擧げ、悉く以て關内侯と為し、邑を食ましむること二十四人。而して

申屠嘉邑を食むこと五百戸。

とあるように、彼は「高皇帝に従ふ者」として関内侯の位を与えられた一人であった。

さらに、同書同列伝に、新垣平が失脚した翌年の後元二（前一六二）年に申屠嘉が張蒼の後任として丞相に就任した経緯について、

張蒼已に丞相たり。（申屠）嘉遷りて御史大夫と為る。張蒼相を免ぜらるるに、孝文帝皇后の弟竇廣國を用て丞相と為さんと欲して曰はく、恐らくは天下吾を以て廣國に私すとせん、と。廣國賢にして行有り。故に之を相とせんと欲するも、念ふこと之を久しくして可ならず。而して高帝の時の大臣又皆多く死し、餘は見に可なる者無し。乃ち御史大夫嘉を以て丞相と為し、故邑に因りて封じて故安侯と為す。

とあるように、「餘は見に可なる者」がないという消極的な理由で彼を丞相に任命せざるを得なかつたことは、依然として文帝は劉邦集団に対して配慮する必要があつたことを示すものといえよう⁽¹⁸⁾。

このように考えてくると、服色改正の実行を劉邦集団の勢力の衰退と安易に結びつけることはできない。よつて、制科の開始を文帝による中央集権の確立の成果とする見方はやや一面的にすぎるといえるであらう。

では、当該期の制科の開始と劉邦集団はどのように関わつたのであろうか。次節では、この点について、考察を進めていくこととする。

二 文帝期の集議と劉邦集団

大庭脩氏は漢代の制詔をその内容・形態の両面から分析し、三形式に分類された⁽¹⁹⁾。すなわち、皇帝が自らの意志で命令を下す第一形式、官僚がその権限内で職務を遂行するために献策し、皇帝が裁可を下すことで効力を發揮する第二形式、その第一形式と第二形式を複合した第三形式である。この制詔の形式はそれがどのような手続きによつて、意思決定が行われ、実行に移されたかを窺うための重要な手がかりである。ただし、各形式にはもとはそれぞれの特徴を示す文言が付されていたものの、『史記』・『漢書』に載録される際には節略され、地の文に吸収されている場合が多い。第一節に掲げた「文帝一五年詔」はその典型であり、よつて、それがいずれの形式にあたるかは明確ではない。

ただし、『漢書』卷六武帝紀建元元年（前一四〇）年冬十月の條に、文帝一五年の次に行われた制科の詔として（以下、「武帝建元元年詔」と称す）、

建元元年冬十月、丞相・御史・列侯・中二千石・二千石・諸侯相に詔して賢良方正直言極諫の士を擧げしむ。丞相（衛）綰奏すらく、擧ぐる所の賢良、或ひは申・商・韓非・蘇秦・張儀の言を治めて、國政を亂すは、請ふらくは皆罷めん、と。奏して可とす。

とあり、ここでは察舉の実施を志向する武帝に対して、丞相衛綰は「申・商・韓非・蘇秦・張儀の言を治」める者は除外するように奏請している。大庭氏はこの衛綰の奏請に対して、「奏可」とある点に着目し、それを第三形式に付される「制曰可」を節略したものであり、よつて、それが「第三形式の順序をふんでいるもので、或いは賢良などの推挙に関して議す

ることを命じた語が存したかも知れない」と述べられている⁽²⁰⁾。

氏の分析によると、この第三形式は「皇帝の立法意志の表明が第一形式でなされ、官僚の答申が奏請の形式でなされたあとに制可があつて第二形式となり、第一形式と第二形式が複合して一つの命令として公布されたものであり⁽²¹⁾、さらに、この見解を承けて、永田英正氏は漢代の制詔と集議が不可分な関係にあつたことを明らかにされている⁽²²⁾。

永田・渡辺信一郎両氏が指摘されているように、漢代において集議は政策・立法等、国家的意思決定において重要な機能を果たしていたが⁽²³⁾、そのうち最も基本となる公卿議は文帝期には丞相・御史大夫・列侯・二千石・博士が中心となり、それに大夫・議郎を加えた集議としてほぼ確立され、国の重要な施政・施策の基本方針を協議する場として設定されるようになっていたとされる⁽²⁴⁾。

集議はあくまでも皇帝の諮問機関ではあるが、実際には集議は尊重され、その際提出された多数の意見もまたよく尊重されていた⁽²⁵⁾。第一節に掲げた『史記』曆書の記事において、服色改正の契機となつた公孫臣の上書は、まず「丞相張蒼に下」され、その是非が議論されたうえで一度棄却されている。第一節で述べたように、そのようななかで公孫臣が再び登用されたのは彼の予言どおり「黃龍」という符瑞が現れ、張蒼も持論の誤りを認めざるを得なかつたためである。このことは、文帝の権威確立にとつて重要な服色改正と祭祀改革も独断で実行することはできず、集議を経なければならなかつたことを示すものであるといえよう。

また、阿部幸信氏は特に功臣の力が大きい漢初においては、おのずと彼らの合議が重要な意味をもっていたとされるが⁽²⁶⁾、『史記』巻九六張丞相列伝に、漢初の官僚機構の状況について、

漢興りてより孝文に至るまで二十餘年、天下初めて定まるに會ひて、將相公卿皆軍吏なり。

とあるように、文帝期に至るまで「將相公卿」は「皆軍吏」であつた。そのことは詳細な統計に基づき、文帝期において三公九卿に占める劉邦集團の割合ははまだ六二パーセントに及んでいたとする李開元氏の研究により実証されている⁽²⁷⁾。

さらに、周知のように、漢初の列侯については同書卷一七漢興以來諸侯王年表に、

高祖末年、劉氏に非ずして王たる者、若しくは功無く上の置かざる所にして侯たる者、天下共に之を誅せ。高祖の子弟・同姓の王たる者九國、唯だ獨り長沙のみ異姓にして、功臣の侯たる者百有餘人なり。

とあるように、いわゆる「白馬の盟」によつて当該期の列侯はほぼ劉邦集團によつて独占されていた⁽²⁸⁾。

このように考えてくると、上述した公卿議の中心となる參議者のうち、博士を除く丞相・御史大夫・列侯・二千石の大半は劉邦集團が占めていたことになり、その影響力は決して無視できないものであつたと考えられよう。

一方、察舉の推挙者について注目してみると、福井重雅氏は「文帝一五年詔」に挙げられた推挙者が前掲の「武帝建元元年詔」とほぼ一致していることから、文帝期において推挙者はすでに三公九卿・郡国守相等の高官に限定されていたと指摘されている⁽²⁹⁾。

また、「文帝一五年詔」は「武帝建元元年詔」とは異なり、推挙者として列侯が挙げられていないが、『漢書』卷四九鼂錯伝に、文帝一五年

に賢良として挙げられた鼂錯の対策を載せて、

(鼂) 錯對へて曰はく、平陽侯臣(曹) 宙・汝陰侯臣(夏侯) 竈・穎陰侯臣(灌) 何・廷尉臣宜昌・隴西太守臣(公孫) 昆邪選ぶ所の賢良、太子家令臣(鼂) 錯昧死再拜して言はく、……時に賈誼已に死し、對策する者百餘人、唯だ錯のみ高第と為る。是に縶りて中大夫に遷る。

とあるように、鼂錯の推挙者に曹宙・夏侯竈・灌何が列侯として加わっていることから、実際には列侯にも推挙が求められたと考えられている。

さらに、「はじめに」で述べたように、楯身智志氏は景帝期より前の官僚機構、特に中央官界は主に劉邦集團の人的ネットワークに基づく人材供給によつて保持され、その閉鎖性・排他性に対して皇帝ですら介入できなかったとし、その原因を推挙者が被推挙者に連帯してその能力を保証する推薦保証制度に求めている⁽³⁰⁾。

このように考えてみると、文帝期の察挙の推挙者は劉邦集團の成員がその大半を占めていたことになる。実際に、前掲した鼂錯列伝において、鼂錯の推挙者として、曹參の子曹宙・夏侯嬰の子夏侯竈・灌嬰の子灌何という劉邦集團のそうそうたる成員が名を連ねていることはその実態を端的に示すものである⁽³¹⁾。

筆者はかつて前漢前半期の官僚機構の上層が劉邦集團によつて独占される体制が再生産されていく構造について言及したことがあるが、その上層と下層を分かち、その再生産構造を支えていたのが官秩二千石の境界であった⁽³¹⁾。このように考えてみると、「文帝一五年詔」に挙げられた推挙者が公卿・郡守といういずれも官秩二千石以上の官員に限定されていたのは上のような官僚機構の構造を前提としたものであったため

あろう。

さらに、察挙の推挙者が地方官である郡国守相を除いて、丞相・御史大夫・列侯・二千石という公卿議の主要な構成員と重なる部分が大きい点に着目すると、上のように、文帝期の制科が劉邦集團が主導する官僚機構の構造を前提とする形式をとっていたことは、上述した集議において劉邦集團の影響力がはたらいたことを窺わせるに十分なものである⁽³²⁾。

では、劉邦集團にとつて、制科はどのような意義があったのであろうか。最後に節を改めて、この点についてさらに追究していきたい。

三 劉邦集團のネットワークと制科

察挙の際、被推挙者には対策の上奏が求められるが、第二節で掲げた『漢書』鼂錯列伝には、文帝一五年の制科において、「對策する者百餘人」とあることから、「文帝一五年詔」に応じて推挙された賢良・方正は百名程度であったことがわかる。

一方、文帝一五年に人材の推挙が求められた諸侯王・公卿・郡守及び列侯は二〇〇名前後であったと考えられる⁽³²⁾。ただし、鼂錯が平陽侯曹宙・汝陰侯夏侯竈・穎陰侯灌何・廷尉宜昌・隴西太守公孫昆邪という六名の推挙を受けているように、一名に対して複数名が推挙することもあった。このことを踏まえて考えると、推挙者の数に比して被推挙者の数が少ないとはいえないであろう。先述したように、鼂錯の推挙者に劉邦集團のそうそうたる成員が名を連ねていることからみても、彼らは人材の推挙に積極的に応じていたことが窺われる。

では、劉邦集団は推挙された人材をどのように扱ったのであろうか。制科によるものではないが、同じく劉邦集団の推挙によって登用された者として、景帝・武帝期に活躍した灌夫の事例は参考になる。『史記』卷一〇七 魏其武安侯列伝に、彼と劉邦集団との関係を示す記事として、

灌將軍夫は、潁陰の人なり。夫の父張孟嘗て潁陰侯（灌）嬰の舎人と為り、幸せらるるを得。因りて之を進めて二千石に至らしめ、故に灌氏の姓を蒙り灌孟と為す。

とあるように、彼の父張孟は潁陰侯灌嬰の寵幸を受けて推挙され、二千石に至ったのみならず、灌氏を名ることが許されている。さらに、同書同伝の後文に、その子灌夫について、呉楚七国の乱での活躍が認められて登用された経緯を記して、

呉楚反する時、潁陰侯灌何將軍と為りて、太尉に屬し、灌孟を請ひて校尉と為す。夫千人を以て父と俱にす。……潁陰侯（灌何）之を上と言ひ、上（灌）夫を以て中郎將と為す。數月にして、法に坐して去る。後長安に家居し、長安中の諸公之を稱せざるは莫し。

とあるように、潁陰侯灌何の推挙を受けて中郎將として登用されている。さらに、その後まもなく、彼は法に触れて免官されたにもかかわらず、「長安中の諸公之を稱せざるは莫し」とある。東晋次氏によると、『史記』・『漢書』に見える「諸公」は三公九卿クラスの高官を指す場合、あるいはそれに加えて賢豪や長者並びに富人をも含んだ人々を指して用いられる場合がある⁽³³⁾。『漢書』卷五二灌夫伝にも同じ記事が収められているが、そこには、「灌夫）長安中に家居し、諸公稱せざるは莫く、是に由りて復た代相と為る」とある。東氏はこの記事に基づき、灌夫が代相に就任できたのは諸公の推挽によったためであろうとし、皇帝への取

りなしや官職への推挙等が諸公によってなされた明証の一つとして扱っている。

ここで、第一節で掲げた『史記』申屠嘉列伝に述べられた、張蒼の後任の丞相が選定される経緯に注目すると、文帝が「天下吾を以て廣國に私すとせん」と考えたため、皇后の弟竇廣國はその候補から外され、劉邦集団の一員である申屠嘉が「高帝の時の大臣又皆多く死し、餘は見に可なる者無し」という理由で丞相に就任している。このように、申屠嘉が丞相に選任された経緯は劉邦集団の論理が大きく反映されている。『漢書』卷四八賈誼伝に、国事の得失を論じた賈誼の上書として、

天下 穀亂するや、高皇帝 諸公と與に併び起つに、仄室の勢有りて以て豫め之を席くに非ざるなり。諸公の幸せらるる者は、乃ち中涓と為り、其の次は塵に舍人を得、材の速ばざるは至遠なり。高皇帝 明聖威武を以て天子の位に即き、膏腴の地を割くに王諸公を以てし、多き者百餘城、少き者乃ち三四十縣。息至りて渥^{あつ}。然るに其の後十年の間、反する者九たび起る。陛下の諸公と與にするや、親ら材を角^{かど}べて之を臣とするに非ずして、又身ら封じて之を王とするに非ざるなり。高皇帝より是を以て一歳も安んずること能はず。故に臣陛下の能くせざるを知るなり。

とあるように、創業の功臣が高位高官にあつた前漢初期には官位に就いていなくても、公卿の位に就いていた功臣と交友関係にあり、朝政にも一定の影響力を有した人々が広範に存在し、それが「諸公」と呼ばれていた⁽³⁴⁾。また、先述したように、劉邦集団が官界に占める割合は次第に低下していくものの、文帝期に至つても三公九卿に限つていえば、いまだ六二パーセントを占めていたことを踏まえると⁽³⁵⁾、上の申屠嘉列

伝に見える、文帝の「天下」という言は、とりわけ皇帝への取りなしや官職への推挙等にも影響を有する「諸公」を意識したものであり、この時期には劉邦集団がその中核をなしていたと考えられるであろう。

灌夫は景帝三（前一五四）年の呉楚七国の乱の鎮圧後、数年経た後、代相に就任したと考えられるが、景帝後元年（前一四三）年まで開封侯陶青・條侯周亜夫・桃侯劉舎と劉邦集団の子弟が相次いで丞相に任じられ、また、景帝期の三公九卿のうち四六パーセントが劉邦集団によって占められていたことをあわせ考えると³⁶、灌夫の選任に影響を与えた「諸公」のなかで劉邦集団はいまだ一定の割合を占めていたと考えられる。とすれば、免官されたにもかかわらず、灌夫が依然として「諸公」のなかで称せられていたことは、彼が劉邦集団を中核とするネットワークのなかに組み込まれていたことを示すものであろう。

彼らがそのネットワークに組み込まれていく過程を考える上で、平原君朱建の事例は参考になる。『史記』巻九七平原君朱建列伝に、彼の経歴について、

平原君朱建は、楚人なり。故嘗て淮南王黥布の相と為り、臯有りて去り、後復た黥布に事ふ。布反せんと欲する時、平原君に問ふ。平原君之を止むるも、布聽かずして梁父侯に聽きて、遂に反す。漢已に布を誅するに、平原君の諫めて謀に與らざるを聞き、誅されざるを得。

とあるように、彼は淮南王黥布の相であったが、謀反を諫めたため、赦免された人物であり、もともと劉邦集団とは距離があつたことがわかる。しかし、その後文に、その後のこととして、

平原君は人と為り辯にして口有り、刻廉剛直にして、長安に家す。

行は苟合せず、義は取容せず。辟陽侯行正しからず、呂太后に幸せらるるを得。時に辟陽侯平原君を知らんと欲するも、平原君見るを肯せず。平原君の母の死するに及び、陸生（陸賈）素より平原君と善く、之に過る。平原君家貧にして、未だ以て喪を發するごとと有らず、方に服具を假貸するに、陸生平原君をして喪を發せしむ。陸生往きて辟陽侯を見、賀して曰はく、平原君の母死す、と。辟陽侯曰はく、平原君の母死するに、何ぞ乃ち我を賀するや、と。陸賈曰はく、前日君侯平原君を知らんと欲するも、平原君義として君を知らざるは、其の母の故を以てなり。今其の母死し、君誠に厚く喪を送らば、則ち彼君の為に死せん、と。辟陽侯乃ち百金を奉じ往きて税す。列侯貴人辟陽侯の故を以て、往きて税すること凡そ五百金。

とあるように、辟陽侯審食其が朱建の母の死に際して、百金を贈り、哀悼の意を示したため、「列侯貴人」もそれにならい、弔慰金を贈っている。審食其は劉邦集団の一員であり、当時、呂太后の寵臣として重きをなしていた。さらに、当該期の「列侯貴人」が劉邦集団の成員によりほぼ独占されていたことをあわせ考えると、辟陽侯が朱建に対して尊重の意をあらわし、関係を取り結んだことを契機として、彼はほかの劉邦集団の成員とも次々とつながり、彼らのネットワークに取り込まれていったことを示すものとなろう。

この点を踏まえて考えていくと、もともと潁陰侯の舎人にすぎなかつた張孟（灌孟）及びその子である灌夫が「諸公」のネットワークに組み込まれていく契機は劉邦集団の有力な成員の一人である潁陰侯灌嬰・灌何が彼らを推挙したことにあるといえるであろう。

上述した事例は制科に関わるものではないが、楯身氏が指摘するように、そこに劉邦集團内部の慣習の残滓が色濃く残っていたとする⁽³⁷⁾、同様に劉邦集團によって推挙されるという点で制科を通して推挙された人材もそれを契機として同じく彼らのネットワークに加えられていったと考えて大過ないであろう。

おわりに

以上、本稿では察挙のうち、特に制科について、文帝期の官僚機構において主流を占めていた劉邦集團がその形成にどのような影響を与えたのかという視点から追究してきた。

制科が開始された文帝一五年前後の状況を見てみると、同年に服色改正が行われており、それは文帝の権威を確立するための施策とされている。ただし、服色改正は劉邦集團をはじめとする反対派の勢力を完全に払拭した上で実行に移されたわけではなく、その後、丞相・御史大夫の人事において、申屠嘉が劉邦集團の一員であることを理由に選任されている点をもみても依然として劉邦集團に対する配慮は必要とされていた。

さらに、政策・立法等、国家的意思決定において、重要な機能を果たしていた集議のうち、最も基本となる公卿議は丞相・御史大夫・列侯・二千石・博士が中心となり、国の重要な施政・施策の基本方針を協議する場であった。文帝期にはその構成員のうち、博士を除く丞相・御史大夫・二千石の大半は劉邦集團により占められており、よって、政策形成において、劉邦集團の影響力を完全に排除することはできなかったのである。

前漢前半期を通じて、劉邦集團が官僚機構の上層を独占する体制は再生産されたが、その構造を支えていたのが、その上層・下層を分かつ官秩二千石の境界であった。よって、制科の推挙者が官秩二千石以上の官員に限定されていたのは、制科が上のような構造を持つ官僚機構を前提としたものであったためだと考えられる。

文帝一五年の制科において、劉邦集團は積極的に人材を推挙していたが、推挙された人材はそれを契機として劉邦集團を中核とするネットワークに組み込まれていったと考えられる。

以上、明らかになった点を踏まえて、劉邦集團の視点もあわせて文帝一五年に制科が実施された背景について見直し、結びにかえたい。

薄井俊二氏が指摘するように、服色改正をはじめとする一連の祭祀改革のなかに、劉邦集團により大半が占められる廷臣に対して、独自の権威を確立しようとする文帝の意図を読み取るのは難しくない⁽³⁸⁾。さらに、李開元氏は次の景帝期には律令の章程に精通することによって昇進した法吏集團が大きく成長し、漢帝國政治の支配勢力となったと指摘する⁽³⁹⁾。

この点について、福井重雅氏のように、漢代における察舉制度の形成を、中央集権的な政治や君主独裁的な支配が成立していく過程のなかに位置づける視点にたつと⁽⁴⁰⁾、一連の祭祀改革のさなかに実施された文帝一五年の制科を、「劉邦に対するパーソナルな任侠的規範意識」に基づき、「高祖の定めた法令制度の大綱はあくまでこれを権威として墨守」しようとする劉邦集團⁽⁴¹⁾とは異なる新たなタイプの人材を登用しようとしたものと捉えることもできるであろう。

ただし、本稿で述べてきたように、文帝一五年の制科の議論・実施の

各段階において、劉邦集団が関わっていたとなると、そのように単純に結論づけることはできないであろう。このように考えてきたとき、察拳の実施により劉邦集団が高位高官を独占する、閉鎖的かつ排他的な中央官界の状況に変化が生じる可能性があることは彼らにも十分想定されたはずであるが⁽⁴²⁾、それにもかかわらず、何故彼らが人材の推挙に積極的に応じたのが問題となるであろう。

『史記』卷八四 賈誼列伝に、文帝が即位した当初、服色改正等提起した賈誼について、

(賈誼)乃ち悉く其の事の儀法を草具し、色は黄を尚び、數は五を用ひ、官名を為り、悉く秦の法を更む。孝文帝初めて位に即き、謙讓して未だ遑あらざるなり。諸もろの律令の更定する所、及び列侯の悉く國に就くは、其の説皆賈生より之を發す。是において天子議して以為へらく、賈生公卿の位に任ふ、と。絳・灌・東陽侯・馮敬の屬盡く之を害し、乃ち賈生を短りて曰はく、雒陽の人、年少くして初學なり。専ら權を擅にして、諸事を紛亂せんと欲す、と。是において、天子後に亦之を疏んじ、其の議を用ひず、乃ち賈生を以て長沙王の太傅と為す。

とあるように、文帝が賈誼の能力を評価して「公卿の位」につけようとしたところ、「絳・灌・東陽侯・馮敬の屬」の反対に遭い、彼を長沙王の太傅として左遷せざるを得なかった。この記事について、李開元氏は絳侯周勃・灌嬰・東陽侯張相如・馮敬はいずれも劉邦集団の一員であることから、「この四人の名を並挙しているのは、概括的に高帝功臣らを表現している」とされる⁽⁴³⁾。ここで、この四人によつて劉邦集団を概括しているのは、彼らが当該期において、その中心的な人物であつ

たためであろう。實際、『史記』卷一〇二 張釋之列伝に、当時謁者僕射であつた張釋之が虎圈の嗇夫を上林令に抜擢しようとする文帝を諫止したときのこととして、

(張)釋之從行し、虎圈に登る。上 上林の尉に諸もろの禽獸簿を問ふ。十餘問するに、尉左右に視て、盡く對ふる能はず。虎圈の嗇夫 旁より尉に代りて上の問ふ所の禽獸簿を對ふること甚だ悉くす。以て其の能を觀さんと欲し、口對響應し窮する者無し。……乃ち釋之に詔し、嗇夫を拜して上林令と為さんとす。釋之之を久しくして前みて曰はく、陛下以ふに絳侯周勃は何如なる人か、と。上曰はく、長者なり。又復た問ふ、東陽侯張相如は何如なる人か、と。上復た曰はく、長者なり、と。釋之曰はく、夫れ絳侯・東陽侯は稱して長者と為すも、此の兩人事を言ふに會て口より出すこと能はず。豈に此の嗇夫の謀謀として利口捷給なるに數はんや。……今陛下嗇夫の口辯なるを以てして之を超遷せんとす。臣天下の風に隨ふこと靡靡にして、争ひて口辯を為して其の實無からんことを恐る。且つ下の上に化するは景響より疾し。舉錯審らかならざるべからず、と。文帝曰はく、善し、と。乃ち止めて嗇夫を拜さず。

とあるように、張釋之は絳侯周勃と東陽侯張相如の二人の名を挙げて文帝を諫めている。増淵龍夫氏は上の張釋之の記事を一例として挙げて、前漢前半期の朝廷内に創業の功臣と生活感情を同じくする官僚が広範に存在したと指摘されているが⁽⁴⁴⁾、彼は劉邦集団の一員ではない⁽⁴⁵⁾。このことからこの兩人は劉邦集団だけではなく、彼らを中核とするネットワークにおいても尊重される、大きな影響力を持った人物であつたことが窺われる。

しかし、『史記』卷一八高祖功臣侯者年表によると、文帝四（前一七六）年に穎陰侯灌嬰が、文帝一一（前一六九）年に絳侯周勃が、文帝一五年に東陽侯張相如がそれぞれ没している。このような状況のなかで制科が行われ、それを契機として推挙された人材が劉邦集団を中核とするネットワークに組み込まれていったとすると、彼らが積極的に人材を推挙していったのは劉邦集団の中心的な成員が次々と没していくなかで、集団としての影響力が減衰していくことに危機感を抱き、それへの対処が求められていたためだと考えられよう。

註

- (1) 福井重雅「漢代の察舉制度と政治体制」（同『漢代官吏登用制度の研究』、創文社、一九八八年所収）四〇四頁、参照。なお、黄留珠、楯身智志（両氏も同様な観点で察舉制度の確立を捉えている（黄留珠『秦漢仕進制度』〔西北大学出版社、一九八五年〕八七頁、楯身智志『察舉制度の確立と『官爵』の形成』〔同『前漢国家構造の研究』、早稲田大学出版部、二〇一六年所収〕、参照）。ただし、楯身氏は文帝期の賢良・方正の推挙と武帝期以降の察舉制度との関連性を認めるものの、その差異を強調して論じている。

(2) 註(1) 福井氏前掲論文四〇一頁、参照。

(3) 阿部幸信「漢朝の『統治階級』について——前漢期における変遷を中心に——」（『中央大学文学部紀要』第二七二号、二〇一八年）九四〜九五頁、参照。なお、同論文の中文版として、阿部幸信（王安泰訳）「論漢朝の『統治階級』——以西漢時期的変遷を中心——」（『臺大東亞文化研究』創刊号、二〇一三年）が公開されている。

前漢文帝期における察舉の形成と劉邦集団

(4) 福井重雅「賢良・方正の成立」（註(1) 福井氏前掲書所収）等、参照。

(5) 李開元「漢帝国の成立と劉邦集団」（汲古書院、二〇〇〇年）、参照。

(6) 薄井俊二「漢の文帝について——皇帝としての権威確立問題、及び対匈奴問題をめぐって——」（『埼玉大学紀要（教育学部）人文・社会科学篇』第四四卷第一号、一九九五年）等、参照。

(7) 佐藤達郎「前漢の文帝——その虚像と実像——」（『古代文化』第五二卷第八号、二〇〇〇年）、参照。

(8) 註(1) 楯身前掲論文、参照。

(9) 註(1) 楯身氏前掲論文三六五頁註(48)、参照。ただし、氏はその察舉者が功臣第二世代によってほぼ独占されていることから、「むしろ推薦保証制度に基づくものと言うべきであろう」とし、武帝期以降確立した察舉の画期性を強調されている。

(10) 註(4) 福井氏前掲論文一三五頁、参照。

(11) 角谷常子「漢文景期小考」（『奈良史学』第二三三号、二〇〇五年）、薄井俊二「皇帝の出遊」緒論「漢の文帝の場合」（『中国文化——研究と教育』第六九号、二〇一一年）等、参照。

(12) 目黒杏子「前漢武帝の封禪——政治的意義と儀礼の考察——」（『東洋史研究』第六九卷第四号、二〇一一年）、参照。

(13) 註(5) 李氏前掲書、高祖功臣位次については楯身智志「高祖功臣位次考」（註(1) 楯身氏前掲書所収、初出は二〇〇九年）、松島隆真「漢王朝の成立——高祖劉邦と功臣たちの軌跡——」（同『漢帝国の成立』、京都大学学術出版会、二〇一八年所収、初出は二〇〇九年）、邊見統「高祖系列侯位次の政治的意義——位次の制定と改定を中心に——」（『史学雑誌』第一二三編第七号、二〇一四年）、拙稿「漢初、劉邦集団の展開と構造」（『鹿

児島大学法文学部紀要人文学科論集』第八六号、二〇一九年）等、参照。

(14) 註(11) 角谷氏前掲論文、参照。

(15) 拙稿「前漢文帝期における劉邦集団の勢力―服色改正の議論を中心として―」(掲載誌未定)、参照。

(16) 角谷常子氏は「想像をたくましくすれば、新垣平の告発も反対派によるものであったかもしれない」とし(註(11) 角谷氏前掲論文六四～六五頁、参照)、薄井俊二氏は「方士の説が詐術であるか否かは、結局のところ朝廷における政治勢力の力関係による。このときは文帝が進める祭祀改革推進派が政治力学上敗れ、それが詐術であるとの認定として表れたのである」とより断定的に述べている(註(11) 薄井氏前掲論文一二頁註(18)、参照)。

(17) 註(11) 薄井氏前掲論文八頁、参照。

(18) 李開元・平松明日香両氏は劉邦集団の影響力が漢代政治のなかで消失したのは景帝期であるとし、その論拠の一つとして、景帝後元元(前一四三)年に、はじめて劉邦集団の出身ではない衛綰が丞相に任ぜられたことを挙げている(李開元「漢初軍功受益階層と漢代政治」(註(5) 李氏前掲書所収)、平松明日香「武帝初期の中央政界と竇太后―建元2年丞相・太尉免官事件を中心として―」(『古代文化』第七二巻第一号、二〇二〇年)、参照)。

なお、筆者はかつて丞相の政治的位置づけの変化を追究するなかで、当該期の丞相には功績に裏付けられた群臣の支持が必要であったと指摘したことがある(拙稿「前漢における丞相司直の設置について―丞相制の展開と関連して―」(『九州大学東洋史論集』第三四号、二〇〇六年)、参照)。

(19) 大庭脩「漢代制詔の形態」(同『秦漢法制史の研究』、創文社、一九八二年所収、初出は一九六三年)、参照。

(20) 註(19) 大庭氏前掲論文二二〇頁、参照。

(21) 註(19) 大庭氏前掲論文二二二頁、参照。

(22) 永田英正「漢代の集議について」(同『漢代史研究』、汲古書院、二〇一八年所収、初出は一九七二年)、参照。

(23) 註(22) 永田氏前掲論文、渡辺信一郎「朝政の構造―中国古代国家の会議と朝政―」(同『天空の玉座―中国古代帝国の朝政と儀礼―』、柏書房、一九九六年所収)、参照。

(24) 註(22) 永田氏前掲論文、参照。

(25) 註(22) 永田氏前掲論文、参照。

(26) 註(3) 阿部氏前掲論文、参照。

(27) 李開元「漢初軍功受益階層の興衰と支配階層の変動」(註(5) 李氏前掲書所収、初出は一九九四年)、参照。

(28) 白馬の盟については註(18) 李氏前掲論文、楯身智志『郡国制』の形成と展開(註(1) 楯身氏前掲書所収)等、参照。

(29) 註(4) 福井氏前掲論文、参照。

(30) 註(1) 楯身氏前掲論文、参照。

(31) 拙稿「前漢前半期における清静政治の一背景―官僚機構の構造を中心として―」(『九州大学東洋史論集』第四二号、二〇一四年)、参照。

(32) まず、諸侯王について。周振鶴氏は文帝期における郡国の沿革について、追究されている(周振鶴・李曉傑・張莉『中国行政区画通史(秦漢卷)』(復旦大学出版社、二〇一六年)一四五～一四九頁、参照)。その分析によると、文帝一六(前一六四)年の郡国は、二三郡一七国であつ

たが、これは文帝一六年に淮南国が淮南・衡山・廬江に三分され、また、齊国が齊・濟北・甌川・膠東・膠西・濟南に六分され、さらに、もともと齊の一郡であった琅邪が琅邪郡として漢の領域に編入された結果である。よって、文帝一五年の郡国は二郡一〇国であったことになる。

次に、公卿について。これが通例通り三公九卿を指すものとする、文帝期において三公に充当しうるのは丞相・御史大夫の二官（伊藤徳男『前漢の三公について』（『歴史』第八輯、一九五四年）、参照）である。

一方、九卿について、伊藤徳男氏は「天子大官の合意に基づいて中二千石以下比二千石までの官に授与される朝位の称呼である」と指摘されている（同『前漢の九卿について』（『東方学論集』第一号、一九五四年）一一五頁、参照）。張家山漢簡『二年律令』秩律四四〇・四四一簡には、二千石の官として御史大夫・廷尉・内史・典客・中尉・車騎尉・太僕・長信詹事・少府令・備塞都尉・郡守・郡尉・衛將軍・衛尉・漢中大夫令・漢郎中令・奉常が挙げられている。このうち、三公に充当しうる御史大夫、地方官である備塞都尉・郡守・郡尉を除くと二三名、上の三公と合計して一五名となる。

最後に、列侯について。『史記』卷一八高祖功臣侯者年表及び卷一九惠景間侯者年表によると、前者には高祖期に封じられた列侯として一四三名が挙げられるが、そのうち二七家が文帝一五年までに絶家したことが明記されている。他方、後者に挙げられる列侯のうち文帝一五年の時点で存続していたのは三〇家であった。すなわち、制科が行われた文帝一五年の時点の列侯は一四六名であったと考えられる。

よって、諸侯王一〇名、公卿一五名、郡国守相三二名、列侯一四六名、合計二〇三名となる。

(33) 東晋次「漢代任侠論ノート（二）」（『三重大学教育学部研究紀要（人文・社会科学）』第五一巻、二〇〇〇年）、参照。

(34) 註（33）東氏前掲論文、参照。

(35) 註（27）李氏前掲論文、参照。

(36) 註（27）李氏前掲論文、参照。

(37) 註（1）楯身氏前掲論文、参照。

(38) 註（11）薄井氏前掲論文、参照。

(39) 註（18）李氏前掲論文、参照。また、楯身智志氏は景帝後元元（前四三）年に行われた中二千石の諸官と王国相に対する官爵賜与の対象者について、文帝・景帝期に官界に入り、この二帝に直接仕え、そこで能力を認められて拔擢された者が多いとし、それは官界から功臣・諸侯

王の影響力が消滅し、「実質的郡県制」が実現したことに伴って行われたものであったと指摘されている（註（1）楯身氏前掲論文、参照）。

(40) 註（1）福井氏前掲論文、参照。

(41) 増淵龍夫「漢代における国家秩序の構造と官僚」（同『新版中国古代の社会と国家』（岩波書店、一九九六年）所収、初出は一九五二年）二八六頁、参照。

(42) 楯身智志氏は当時の中央官界が劉邦集団の持つ閉鎖的で排他的な空気に支配されていたとし（註（1）楯身氏前掲論文、参照）、また阿部幸信氏は劉邦集団の中核を形成する淮北集団が統治集団を形成していたため、淮北地域以外の地域性を結果的に排除していたと指摘される（註

（3）阿部氏前掲論文、参照）。

(43) 註（18）李氏前掲論文二四五頁、参照。

(44) 註（41）増淵氏前掲論文、参照。

⁽⁴⁵⁾ 李開元氏は張釋之を律令の章程に精通することによって昇進した「法吏」に分類している(註(27))。李氏前掲論文、同「附録三 高帝―武帝期 三公九卿・王国相・郡太守表」(註(5))。李氏前掲書所収、参照。

【附記】本稿は令和元・二年度文部科学省科学研究費補助金(若手研究(B)・17K13551)「人格的結合から見た前漢皇帝支配体制の展開」及び令和二年度文部科学省科学研究費補助金(基盤研究(C)・20K01024)「中国古代官制秩序の形成―前漢劉邦集團の構造との関連から―」による研究成果の一部である。